

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第四号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「七千百五十九人」を「七千二百五十三人」に改め、同項第四号中「二十八人」を「三十一人」に改め、同項第九号中「百十一人」を「百二十一一人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。